「現金受け取り役」疑いの少女不起訴

4月24日20時37分



千葉県で振り込め詐欺の現金の受け取り役をしたなどとして逮捕された、当時、中学生だった15歳の少女について、千葉地方検察庁は「詐欺の認識や共謀の立証が困難だ」として嫌疑不十分で不起訴にしました。

都内に住む15歳の少女は、中学3年生だったことし3月、いずれも現金の受け取り役として千葉県市川市の81歳の男性から現金300万円をだまし取ったとして、また習志野市の駅で61歳の女性から現金をだまし取ろうとしたとして、詐欺などの疑いで逮捕されました。

少女はその後処分保留で釈放されていましたが、千葉地方検察庁は捜査の結果、「詐欺の認識や共謀の立証が困難だ」として、2つの事件についていずれも嫌疑不十分で不起訴にしました。